

## Tax

Issue P339 – 2021 年 5 月 20 日  
日本語翻訳版

# Tax Analysis

## 「両用品輸出管理に係る内部コンプライアンスに関するガイドライン」 – 商務部より公布

Authors :

### Zhang, Dolly

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

E-mail : [dozhang@deloitte.com.cn](mailto:dozhang@deloitte.com.cn)

### Xiaotang, Nie

Senior Manager

Tel : +86 755 3353 8531

E-mail : [anie@deloitte.com.cn](mailto:anie@deloitte.com.cn)

### Sylvia, Xie

Assistant Manager

Tel : +86 21 2316 6753

E-mail : [syxie@deloitte.com.cn](mailto:syxie@deloitte.com.cn)

2021 年 4 月 28 日、商務部は「両用品の輸出業者における輸出管理に係る内部コンプライアンスプログラムの構築に関する指導意見」（商務部公告 2021 年第 10 号。以下「指導意見」）と、添付資料の「両用品輸出管理に係る内部コンプライアンスに関するガイドライン」（以下「コンプライアンスガイドライン」）を公布した。「コンプライアンスガイドライン」は、2020 年 12 月 1 日における「中華人民共和国輸出管理法」（以下「輸出管理法」）の施行後、政府が業界の輸出管理について公布した最初のガイドラインである。両用品（通常の民生品に用いられるが、軍事目的にも転用可能な物品のことをいう）及びその他の業界の輸出業者の輸出管理に係る内部コンプライアンスプログラムの構築と実施に関する包括的で詳細かつ実施可能性の高い規範文書として、企業の貿易コンプライアンス上、重要な意義を持つものである。「コンプライアンスガイドライン」は、商務部が 2007 年に公布した「両用品と技術の輸出事業者における輸出管理に係る内部統制プログラムの構築に関する指導意見」（商務部公告 2007 年第 69 号）に代わり、公布日から発効される。

### 「指導意見」の概要

「指導意見」は、「輸出管理法」第 5 条第 4 項の規定（「輸出管理を担当する政府機関は関連業界の輸出管理ガイドラインを適時に公布し、輸出事業者が健全な輸出管理コンプライアンス体制を構築し、規範化経営を推進できるように誘導する」）に基づき公布されたものである。添付の「コンプライアンスガイドライン」のほか、「指導意見」の主要内容は以下の通りである。

### 主旨

「指導意見」の規定により、輸出業者は自主的かつ厳格な輸出管理関連の法律法規の遵守、国家の安全と発展上の利益の保護、「制度の健全化・全員の参加・執行の厳格

化・経営の規範化」を方針とした会社内部のコンプライアンスプログラムの構築・整備を実施することにより、「誠実に経営責任を果たす企業」のイメージを確立することが求められる。

## 基本原則

「指導意見」の規定により、企業は輸出管理に係る内部コンプライアンスプログラムを構築する際に、3つの原則を遵守しなければならない。

- 合法性 - 政府による輸出管理関連の法律法規を厳守すること
- 独立性 - 企業内部の経営管理体系とは独立して存在するコンプライアンスプログラムを構築すること
- 実効性 - 監督管理・コントロールの役割を確実に発揮できる効果的なコンプライアンスプログラムを構築すること

## 基本要素

「指導意見」の規定により、コンプライアンスプログラムは9つの要素（政策声明の作成・組織機構の設立・包括的なリスク評価の実施・審査プロセスの確立・緊急措置の策定・教育トレーニングの展開・コンプライアンス監査の整備・資料書類の保存・管理マニュアルの作成）を備えなければならない。

## 促進措置

「指導意見」の規定により、商務部は6つの面から促進措置の強化に取り組む予定である。

- コンプライアンスガイドラインを公布し、コンプライアンスプログラムの構築について、企業に具体的な参考事項を提供する。
- コンプライアンスプログラムの構築・実施状況に応じて、輸出業者に許認可に関する相応の便宜を提供し、コンプライアンス違反に対する処罰の軽減を適用する際の参考要素とする。
- 情報サービスの強化・法規や政策文書の適時な公布を通じて、国内外の輸出管理の動向に関する情報の共有を行う。
- 各レベルの所轄政府機関や業界組織に対する宣伝や研修を企画・展開、又は関連の支援を提供する。
- 専門家チームの構築を強化し、政策や内部コンプライアンスプログラムの構築などに関するコンサルティングサービスを提供する。
- 関連の機関や組織を主導し、企業のコンプライアンスプログラムの構築に対する評価を行う。

## その他の事項

「指導意見」においては、その他の関連企業や機関が「指導意見」を参考として、相応のコンプライアンスプログラムを構築することが提案された。

- 関連企業は「指導意見」を参考として、輸入プロセス管理を含む内部コンプライアンスプログラムを構築することができる。
- 商用暗号製品や覚せい剤に転用可能な化学品の輸出入に従事する事業者、及び両用品の輸出向けにフォワーディング・貨物輸送・郵便配達・通関・第三者電子商取引プラットフォーム及び金融などのサービスを提供する事業者は、「指導意見」を参考として、相応の内部コンプライアンスプログラムを構築することができる。
- 両用品の研究開発や生産などに従事する企業と科学技術研究院・研究所は、実際の状況を踏まえ「指導意見」を参考として、相応の内部コンプライアンスプログラムを構築することができる。

For more information, please contact :

### JSG Tax team

#### 華北地区

##### 北京

浦野 卓矢

Partner

Tel: +86 10 8512 5524

Email: [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

#### 華東地区

##### 上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

#### 川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: [tomkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tomkawashima@deloitte.com.cn)

#### 華南地区

##### 広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

## 意義と影響

「指導意見」と「コンプライアンスガイドライン」により、企業の輸出管理に係る内部コンプライアンス管理体制の構築に対して、詳細な参考事項・指導事項が提供される。同時に、企業のコンプライアンス管理の効果的な実施、及び企業の各利害関係者・従業員の信頼感の向上にも有益である。企業の持続可能で安定した発展、及び総合的な競争力の向上を後押しし、責任ある企業としてのイメージの確立や、秩序ある国際経済貿易協力の推進に寄与することが期待される。その影響に関して注目すべき事項は以下の通りである。

### 内部コンプライアンスプログラムの構築を後押しする外的要因の強化

「輸出管理法」の施行は既に開始している。しかし、その実施細則や関連文書、輸出管理リストなどはまだ整備の段階であり、その他の関連法律法規との適合作業も同時に進行されている。このような背景で、今回公布された「指導意見」と「コンプライアンスガイドライン」は、関連の企業や機関にとって、強制的な規定ではなく、指導的なガイドラインに該当するものである。これは「輸出管理法」の「輸出事業者が健全な輸出管理コンプライアンス体制を構築し、規範化経営を推進できるように誘導する」との立法目的に合致する。ただし、中国における輸出管理体制の構築は加速しており、「指導意見」と「コンプライアンスガイドライン」の公布は、輸出入に従事する事業者や機関・組織における内部コンプライアンスプログラムの構築を奨励する政府の立場を反映している。この点について、関連する企業や機関は正しく認識する必要がある。「指導意見」では、コンプライアンスプログラムの構築・実施状況に応じて、輸出業者に許認可に関する相応の便宜を与え、コンプライアンス違反に対する処罰の軽減を適用する際の参考要素とすることが定められている。また、商務部は関連の機関や組織を主導して、両用品輸出業者におけるコンプライアンスプログラムの構築状況に対して定期的に評価を行うことが規定されている。これらの措置により、企業の内部コンプライアンスプログラム構築を後押しする外的要因が強化され、更に、コンプライアンスプログラムの構築と整備の促進されることが想定される。

### 企業のコンプライアンスプログラムに対する監査に重要な根拠と参考を提供するコンプライアンスガイドライン

コンプライアンスプログラムに対する監査をコンプライアンス管理の重要な手段の一つとして採用し、相応のコンプライアンスプログラムの評価基準を作成して、政策として打ち出す政府や規制当局が増えてきている。例えば、アメリカ合衆国司法省刑事課（the U.S. Department of Justice Criminal Division）は「企業コンプライアンスプログラムの評価ガイダンス（Evaluation of Corporate Compliance Programs）」を作成し、検察官による企業コンプライアンスプログラムの評価、及び関連案件の評価と量刑に参考を提供している。また、一部の国では、証券規制当局は上場企業に対して、毎年財務監査報告書や社会的責任報告書のほか、企業のコンプライアンス状況も開示するよう要求しており、それにより、企業のコンプライアンスプログラムに対する監査と評価の需要が発生している。中国では、輸出管理と貿易コンプライアンスに関する法整備の進行に伴い、企業の輸出管理と貿易コンプライアンスプログラムに対する監査・評価は、企業のコンプライアンス体制を構成する重要な一部として、常態化と標準化が進んでいる。今回公布された「コンプライアンスガイドライン」は、企業の内部コンプライアンスプログラムの構築に指針を提供するものであると同時に、関連の政府機関や関連組織による企業のコンプライアンスプログラム監査に枠組みや方向性を提供するものである。将来において、関連の政府機関はそれを基礎として、コンプライアンスプログラム監査に関する基準を作成することが想定される。

### 貿易コンプライアンスプログラムの構築を求められる主体の増加

「輸出管理法」の適用対象は広範囲に及ぶ。輸出管理からの影響を受ける主体の観点から、管理品目の輸出に直接従事する事業者のほか、輸出事業者向けに輸出業務の関連サービスを提供する組織及び個人も「輸出管理法」によるコンプライアンス義務を負う可能性がある。輸出管理の対象について、通常の輸出業務のほか、管理品目の通過・中継・通運・再輸出または保税監督管理場所から国外への輸出、及び特定の条件下での「海外輸出」も含まれる。上述の規定は今回の公布された「指導意見」にも反映されている。「指導意見」では、両用品の輸出事業者が主な適用対象と定められたが、「両用品の研究開発、生産を行う企業、及び両用品の輸出向けにフォーワーディング・貨物輸送・郵便配達・通関・第三者電子商取引プラットフォーム及び金融などのサービスを提供する事業者などの主体も、「指導意見」の原則と要素を参考に、相応の内部コンプライアンスプログラムを構築することができる」と記載された。従って、輸出管理と貿易に関するコンプライアンスプログラムの構築は、管理品目の輸出に従事する事業者にのみ課される事項に留まらず、関連サプライチェーンの川上・川下業界の所属企業もこれを重視した上で、相応の対応措置を講じる必要がある。

### コンプライアンスプログラムの複数の国における適合性という課題への対応

輸出管理制度を確立し、コンプライアンスプログラムを構築するよう企業を誘導するのは、多くの国で採用されている一般的な施策方針であり、各国が輸出管理制度を確立する過程で国際慣行とされるルールが形成された。今回公布された「コンプライアンスガイドライン」において、企業のコンプライアンスプログラム構築に関する9つの基本要素が明確に定められた。これらの要素は、米商務省より公布された「輸出管理コンプライアンスプログラム」（「Export Compliance Program」、「ECP」と略称）の関連ガイドラインとの間に、いくつかの類似点が見受けられる。また、国際標準化機構（International Organization of Standardization）が2021年4月13日に発表したISO 37301:2021「コンプライアンス管理システム－実行に関する要件・ガイダンス」（「Compliance management systems - Requirements with guidance for use」）の内容とも、整合性が取れている。ただし、実務の状況と監督管理上の需要を勘案した上で、

各国の規制の間に、内容と重要事項の面で差異が生じることも想定される。従って、国際業務に従事する企業グループは、コンプライアンスプログラムの構築と実施にあたって、コンプライアンスプログラムの複数の国における適合性についても考慮する必要がある。参考資料として、本末の付表に「コンプライアンスガイドライン」と「米国 ECP ガイドライン」との関連要素の例示と比較を行った。

## コメント

効果的なコンプライアンス管理体制の構築は、企業が持続可能かつ安定な発展やリスクマネジメントを確保するための必要な措置である。効果的なコンプライアンス管理体制を構築するため、独立した機能を確保すると同時に、企業の業務体制と密接に融合・調和し、かつ高い実施可能性と管理性（例：独立の業務管理書式と関連報告フローを有する）を確保する必要がある。その上で、コンプライアンス体制又はコンプライアンスプロセスと業務とを緊密に結びつける必要がある。つまり、企業がコンプライアンス管理体制を構築する際には、自身の実際の状況と需要を正確に把握した上で、企業の発展戦略と事業の方向性に合ったコンプライアンスプログラムを構築する必要がある。

弊所の考察に基づき、各企業は輸出管理のコンプライアンス体制の構築に関して、往々にして異なる段階にあり、異なる課題を抱えている。弊所のアドバイスは以下の通りである。

- 一部の欧米多国籍企業又は本部を中国に置いている企業は、「指導意見」と「コンプライアンスガイドライン」が公布される前より、他国のコンプライアンスガイドライン（例：米商務省による ECP ガイドライン）を参照した上で、現地化された輸出管理コンプライアンスプログラムの構築を推進中又は完了している。これらの企業は、中国商務部による「指導意見」及び「コンプライアンスガイドライン」への対応作業を進めることで、自身のコンプライアンス体制の更なる整備の実施が推奨される。
- 一部の在中欧米企業は、その本部によって輸出管理コンプライアンス体制が構築されており、現地化した輸出管理措置は不十分となっている可能性がある。これらの企業は、本部による輸出管理コンプライアンス体制への適合を確保しつつ、「指導意見」及び「コンプライアンスガイドライン」に基づき、中国商務部が推奨した社内コンプライアンスプログラムの構築に取り組むことが推奨される。
- 貿易コンプライアンス体制を構築していない企業、特に「指導意見」と「コンプライアンスガイドライン」の適用対象となる両用品輸出事業者は、早急にコンプライアンスプログラムの構築に取り掛かることが推奨される。その際に、「指導意見」の原則・基本要素・関連プロセスに基づき、企業の基本状況分析とリスク評価から着手する。輸出管理コンプライアンスプログラムは、企業の運営・管理モデルへの適合・企業のリスクマネジメント上の需要への合致・権限と責任の明確化が反映され、かつ実施可能性を有するものが構築されることが推奨される。

また、企業は企業全体における「トップダウン型」コンプライアンスの企業文化と習慣を形成することで、コンプライアンス体制の土台作りに寄与することが推奨される。そのために、コンプライアンスに関する社内の教育の強化・コンプライアンスの精神の尊重・コンプライアンスに関する企業文化の醸成・全従業員のコンプライアンス意識の向上を実施することが推奨される。

付表：「コンプライアンスガイドライン」と「米国 ECP ガイドライン」との要素比較

「コンプライアンスガイドライン」	「米国 ECP ガイドライン」*	概要説明
1. 政策声明の作成	Management commitment (マネジメントの承諾)	2つのガイドラインでは、貿易コンプライアンス体制の構築と整備に対する企業のマネジメント陣の重視と推進が重要視されており、かつ関連コンプライアンス体制を全員（従業員と事業提携パートナーを含む）で実施することが推奨されている。
2. 組織機構の設立	N/A	「米国 ECP ガイドライン」では、当該要素は単独で例示されなかったが、関連の内容は、その他の要素で言及されている。
3. 包括的なリスク評価の実施	Risk assessment (リスク評価)	<p>「コンプライアンスガイドライン」では、特に技術・研究開発、輸出管理の対象となる情報の国外への提供に対するリスク評価に言及されており、かつその重要性が強調されている。</p> <p>「米国 ECP ガイドライン」では、集約モデル（本部が統一管理を実施するか、又は本部が指導原則のみを提供するモデル）と分散モデル（各地の支社が高度な自治権を持つモデル）の2つのコンプライアンス体制について分析されており、リスクのモニタリングとマネジメントにおける組織内の良好なコミュニケーションの維持の重要性が強調されている。</p> <p>2つのガイドラインでは、最終顧客/最終用途に対するデューデューリジェンスと審査の重要性が強調されている。</p>
4. 審査プロセスの確立	Export authorization (輸出授權)	<p>「コンプライアンスガイドライン」は、取引プロセスに基づき、契約の締結前、締結中、許可証の申請と契約の履行等の段階に必要な審査手順と要点について、ガイダンスを提供するものである。</p> <p>「米国 ECP ガイドライン」は、コンプライアンス要素を出発点として、主体・対象物品・許可証又は許可例外の適用シーン・及び最終顧客・最終用途等の面から、コンプライアンス管理を実施するものである。</p> <p>2つのガイドラインでは、必要に応じて、情報手段を通じて取引のコンプライアンス審査を行うことが推奨されている。</p>
5. 緊急措置の策定	Handling export violations and taking corrective actions (輸出違法事項の処理と改正措置の実施)	<p>「米国 ECP ガイドライン」では、コンプライアンス文化の醸成の重要性が強調されている。</p> <p>「コンプライアンスガイドライン」では、明確な奨励懲戒制度を確立する必要性が指摘されている。</p>
6. 教育トレーニングの展開	Training (トレーニング)	2つのガイドラインでは、職責内容によって、職位別に異なるトレーニング内容を提供するよう推奨されている。
7. コンプライアンス監査の整備	Audits (監査)	2つのガイドラインでは、「監査は全体監査と特別監査に分けられる。企業はリスク評価の需要に基づき、実際の監査計画を作成し、具体的な状況に基づき内部監査を実施するか、又は外部機関に監査を依頼するか決定する必要がある。また、企業は監査結果に基づき、コンプライアンス体制の継続的な改善に取り組み、かつ関連対策を実施する必要がある」と指摘されている。
8. 資料書類の保存	Recordkeeping (書類の保存)	2つのガイドラインでは、輸出管理の関連文書の保存における完全性と正確性の重要性が強調され、関連貿易文書の保存及び保管の実施要点が明確化されている。「米国 ECP ガイドライン」では、関連文書の保存年限について具体的な要求が明確化されている。

9. 管理マニュアルの作成	Build and maintain your export compliance manual (輸出コンプライアンスマニュアルの作成と更新)	2つのガイドラインでは、関連マニュアルの実施可能性と取得可能性の重要性が強調され、かつ新たな貿易環境と規制環境に適応するために、適時にマニュアルを更新する必要性が指摘されている。
---------------	---	---

\*「米国 ECP ガイドライン」には 8 つの要素が含まれる。上表では、「コンプライアンスガイドライン」と比較しやすいように、要素を並び替えている。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

#### **Deloitte China Tax Managing Partner**

##### **Eunice Kuo**

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### **Northern China**

##### **Andrew Zhu**

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : [andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)

#### **Eastern China**

##### **Maria Liang**

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### **Southern China**

##### **Victor Li**

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### **Western China**

##### **Frank Tang**

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### **About the Deloitte China National Tax Technical Centre**

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### **National Tax Technical Centre**

Email : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### **Managing Partner/Northern China**

##### **Julie Zhang**

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### **Eastern China**

##### **Kevin Zhu**

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### **Western China**

##### **Tony Zhang**

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### **Southern China (内地)**

##### **German Cheung**

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### **Southern China (香港)**

##### **Doris Chik**

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify [cimchina@deloitte.com.hk](mailto:cimchina@deloitte.com.hk)。

## デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア([www2.deloitte.com/cn/zh/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/zh/social-media)) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性または完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.